

産業医科大学学術コンサルティング約款

制定 令和4年8月1日

(学術コンサルティングの実施)

第1条 産業医科大学（以下「本学」という。）は、本学術コンサルティング約款及び学術コンサルティング申込書に従って、本学術コンサルティングを実施する。

(学術コンサルティング料の納付等)

第2条 依頼者は、学術コンサルティング料を本学の定める納付期限までに、本学の指定する方法で支払わなければならない。

2 本学は、依頼者から納付された学術コンサルティング料を原則、依頼者に返還しない。

(学術コンサルティングの終了)

第3条 本学術コンサルティングは、次のいずれかの時点において終了するものとする。

- (1) 本学術コンサルティング申込書記載のコンサルティング目的（以下「本目的」という。）が達成又は実現されたことを本学及び依頼者が合意したとき。
- (2) 本目的の達成又は実現が不可能又は著しく困難であることが判明し、本学及び依頼者がその旨を合意したとき。
- (3) 本学術コンサルティング申込書記載の指導期間が満了したとき。
- (4) その他、本学及び依頼者の合意により指定した期日が経過したとき。

(秘密の保持)

第4条 本学及び依頼者は、相手方から開示又は提供を受け、若しくは知り得た技術上及び営業上の情報のうち、秘密の旨の表記があるものを秘密情報とし、これを第三者に開示・漏洩してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。なお、次の各号のいずれかに該当する情報については秘密情報の対象外とする。

- (1) 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
- (2) 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
- (3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらず公知となった情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負うことなく適法に取得したことを証明できる情報
- (5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得したことを証明できる情報
- (6) 法令に基づく裁判所の命令又は官公庁による指導により開示する情報

(知的財産権等の取扱い)

第5条 本学術コンサルティングにより発明等が生じた場合は、その帰属、その取扱い等について、別途協議して決定するものとする。なお、本学術コンサルティングにおいて、新たな発明等の発生が予測される場合には、速やかに受託研究契約又は共同研究契約、その他適切な契約を締結するものとする。

2 本学術コンサルティング料により取得した設備、試料等は、本学に帰属するものとする。

様式第2号

(学術コンサルティングの成果の公表)

第6条 本学及び依頼者は、本学術コンサルティングの成果について公表を希望するときは、事前に公表事項について相手方と協議して合意し、第4条の秘密保持義務を遵守した上で、公表することができるものとする。

2 依頼者は、本学術コンサルティングにより、本学の名称、略称、マーク、エンブレム、ロゴタイプ、標章、学術コンサルティング担当者の所属及び職名等を自社製品の広告の目的その他の営利目的に使用しようとするときは、当該使用の可否及び態様について、事前に本学の同意を得なければならない。なお、依頼者が本学の役員又は学術指導担当者を含む職員の氏名等を使用する場合についても、同様とする。

(免責・非保証)

第7条 本学は、本学術コンサルティングの実施内容及び結果に関し、明示又は黙示を問わず一切の保証をしない。

2 本学術コンサルティングの内容を用いた依頼者又は依頼者の取引先、顧客その他依頼者関係者による商品の製造、商品の販売、役務の提供その他の行為によって依頼者又は第三者に損害が発生した場合でも、本学は依頼者及び第三者に対し、一切の責任を負わないものとする。

(解約)

第8条 本学及び依頼者は、次の各号のいずれかに該当した場合には、相当な期間を定めて催告し、同期間内には是正されないときは、本契約を解約することができる。

- (1) 依頼者が、第2条に定める学術コンサルティング料を所定の納付期限までに納付しないとき。
- (2) 相手方が、本約款の履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき。
- (3) 相手方が、本約款に違反したとき。

2 本学は、依頼者が次の各号のいずれかに該当した場合には、何らの催告を要せずに本約款を解約することができる。

- (1) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続又は特別清算手続を申立又は申立を受けた場合
- (2) 銀行取引停止処分を受け又は支払停止に陥った場合
- (3) 仮差押命令若しくは差押命令を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

(反社会的勢力の排除)

第9条 依頼者（その役員又は使用人を含む。次項において同じ。）は、本学に対し次の各号のいずれにも該当しないことを確約するものとする。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
- (6) その他前各号に準ずる者

様式第 2 号

2 依頼者は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとする。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて本学の信用を毀損し、又は本学の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 本学は、依頼者が第 1 項又は前項に違反した場合、何らの催告をすることなく本契約を解約することができるものとする。

4 本学は、前項の規定により本契約を解約したことで、依頼者に損害が生じたとしても、何らこれを賠償又は補償することを要せず、当該契約解約により本学に損害が生じたときは、依頼者はその損害を賠償するものとする。

(有効期間)

第 10 条 第 4 条及び第 5 条の規定は本学術コンサルティング終了後、3 年間存続し、第 6 条、第 7 条、第 9 条及び第 12 条の規定は、当該条項に定める対象事項が全て消滅するまで有効に存続するものとする。

(協議)

第 11 条 本約款に定めのない事項及び本約款の解釈について疑義が生じたときは、本学及び依頼者は誠意をもって協議し解決を図るものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第 12 条 本約款の準拠法は日本法とする。

2 本約款に関する紛争については、被告の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。